

# 景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）景観計画 ～概要版～

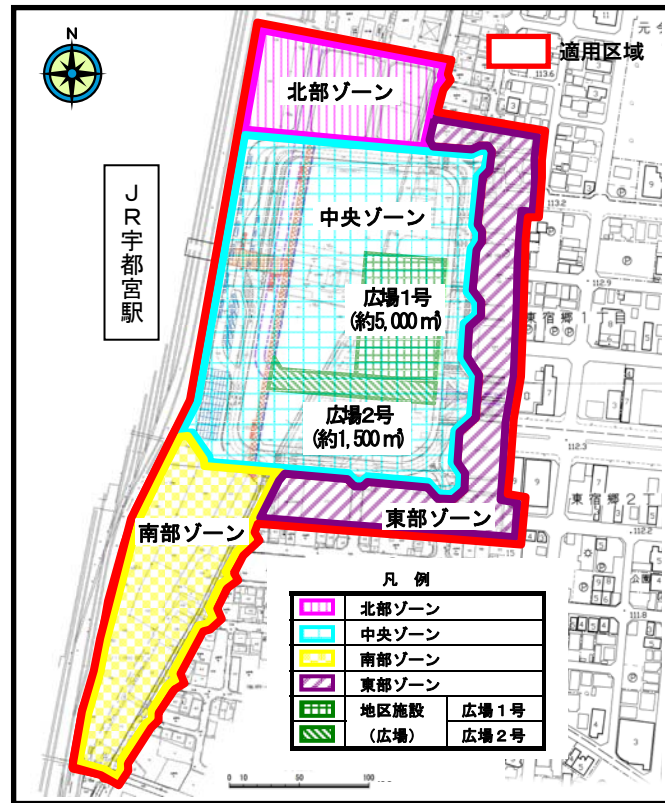
宇都宮駅東口地区は、県都・宇都宮の玄関口として高次な都市機能の集積を図り、関東北部地域をリードする新たな広域交流拠点づくりを目指し、本市の顔として北関東唯一の50万都市の魅力と風格を備えたまちづくりを推進しています。

当地区は、新しい宇都宮を印象付ける重要な地区であり、新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出するため、「景観形成重点地区」として指定しました。



## ■ 景観形成重点地区の区域や地区の目標

【指定する土地の区域】  
宇都宮市川向町、東宿郷1丁目、東宿郷2丁目、宿郷1丁目及び元今泉1丁目の各一部(約9.0ha)



### 【景観形成の目標】

新たな都市拠点にふさわしい  
美しく魅力的な都市景観の形成を図る。

### 【景観形成の基本方針】

- 県都・宇都宮の玄関口に相応しい個性的で風格ある街並みを形成する。
- 四季を感じる宇都宮らしい豊かな水と緑を配置する。
- 宇都宮の歴史・文化を感じるとともに、21世紀のまちづくりを予感させる魅力ある街並みを形成する。
- 宇都宮の活力を創造し、体現する街並みを形成する。
- 50万市民が誇りと愛着を持てる街並みを形成する。

### 【景観形成の基本的考え方】

- 本市の玄関口として、産業、情報、交流の拠点にふさわしい風格と賑わいのある駅前空間を形成する。
- 土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。
- 樹木の保全や敷地内の緑化を進め、環境と共生したうおのいのある景観を形成する。
- 歩道幅員の確保や街路樹整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。
- 本市の地域資源や地場産材を活用し、宇都宮らしい景観を形成する。

## ■ 良好な景観のための行為の制限

### 【届出対象行為】

行為	内容の説明
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるものは届出となります。
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるものは届出となります。
③建築物及び工作物の外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）	変更の範囲が建築物及び工作物の全体の1/2(50%)を超えるものが届出となります。
④都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が、10,000㎡(1ha)を超えるものが届出となります。

## 【建築物及び工作物の景観形成基準】

項目	景観形成基準																		
	北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン															
建築物の高さの最低限度	駅東口駅前広場に面する敷地のみ 12m	—	—	—															
形態意匠	建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ8721に定める三属性(以下「マンセル値」という。)により、別表1のとおりとする。 ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4(25%)の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。 別表1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR(黄赤)、Y(黄)</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)</td> <td>6以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>G(緑)、GY(緑黄)</td> <td>7以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>B(青)、BG(青緑)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)</td> <td>7以上</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下	R(赤)	6以上	2以下	G(緑)、GY(緑黄)	7以上	2以下	B(青)、BG(青緑)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)	7以上	1以下	・ 建築物の屋根・外壁の色彩は、YR(黄赤)やY(黄)系、N(グレー)系の低彩度・高明度色を基本とする。 ・ 2階以下の部分は、3階以上と同系の色相を基本とし、やや色味を持たせ、歩行者空間の賑わいを演出する。
	色相	明度	彩度																
YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下																	
R(赤)	6以上	2以下																	
G(緑)、GY(緑黄)	7以上	2以下																	
B(青)、BG(青緑)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)	7以上	1以下																	
その他	・ 周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする。 ・ 自然素材を効果的に使用し、柔らかな表情をつくるよう努める。 ・ できる限り、大谷石等の地場産材を使用する。																		
建築物・工作物	建築物等の1階部分の配置・形態	・ 壁面等は、できる範囲で前面道路から後退し、通りと一体となって潤いと賑わいのある空間づくりに努める。 ・ 閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドー等を設置し、まちの活気と連続感のある街並みに配慮する。																	
	駐車場の出入口の位置	駅東口広場通りに面して設置しないこと。 ただし、敷地が駅東口広場通り以外の道路に接しない場合、又は交通安全上若しくは建築物の用途上これにより難しい場合は除く。																	
駐車の形態・意匠・色彩	・ 通りから直接見えないよう、植栽帯などによる修景を行う。 ・ 屋根・外壁の基調色は、上記別表1を基本とする。			—															
日よけテント	・ 日よけテントを設置する場合は、次の基準の範囲内で必要最小限のものとする。 ① 道路上に張り出す場合は、路面からの高さ2.5m以上、張り出しは敷地境界から道路側に1.5m以内とする。 ② 道路上に支柱を設けない。 ③ 景観上調和のとれた意匠とし、色彩は別表2による。                     別表2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)</td> <td>—</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>G(緑)、GY(緑黄)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>B(青)、BG(青緑)</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	—	8以下	G(緑)、GY(緑黄)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)	—	6以下	B(青)、BG(青緑)	—	4以下	—			
色相	明度	彩度																	
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	—	8以下																	
G(緑)、GY(緑黄)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)	—	6以下																	
B(青)、BG(青緑)	—	4以下																	
照明	ショーウィンドー・公開空地などの照明については、にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。																		
自動販売機等の位置	・ 直接、駅東口広場通りに面した設置は極力避ける。 ・ 設置する場合は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩等に配慮する。			—															
緑の保全・緑化	・ 有効空地、敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこと。 ・ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。 ・ 建築物等への壁面緑化や屋上緑化など、緑の創出に努める。 ・ 既存樹木の伐採は避ける。																		
その他	・ 市全域の景観計画の届出対象行為(以下「大規模行為」という。)に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容(上記制限内容を除く。)についても遵守する。																		

## ■ 屋外広告物に関する行為の制限

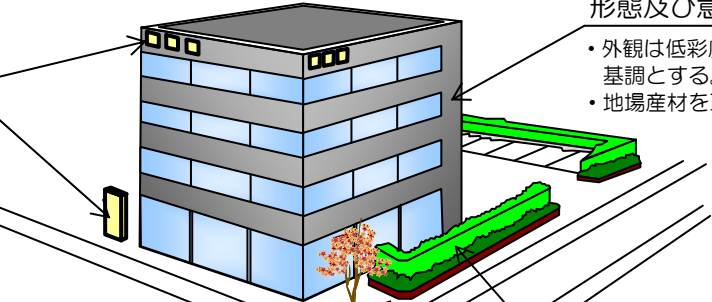
表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡を越える場合は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき、以下の基準に沿った許可申請が必要になります。(自家用外広告物については、北部ゾーン・中央ゾーン・南部ゾーンでは掲出できません。)

項目	景観形成基準			
	北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
共通基準	<b>意匠 (形態、色彩等)</b> (1) 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 (2) 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとす。(別表2) ただし、広告物の地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない			
	<b>配置・位置</b> ・ 歩行者の視点からの眺望・見通しに配慮した表示位置とする。			
	<b>種別</b> ・ 自家用広告物のみとする。 ただし、東部ゾーンについては、建物や周辺環境との調和がとれた意匠であり、良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。			
	<b>その他</b> ・ 窓面に屋外広告物を表示しない。(ただし、1、2階部分を除く。) ・ 広告物の照明は、必要最小限の光量とし、点滅等しないものとする。			
種別別基準	<b>屋上広告物</b> ・ 表示しない。		・ 単色の箱文字(切文字)に限る。 ただし、良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。	
	<b>突出広告物 (袖看板)</b> (1) 突出し幅は、建築壁面より1.5m以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し不可		(1) 突出し幅は、建築壁面より1.5m以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し幅1.0m以下	
	<b>独立広告物</b> (1) 1敷地内の表示面積の合計は、20㎡以内とする。 (2) 1広告物の高さは、6m以下とする。(ただし、複数の営業所等を集約し、共同で設置する広告物については、高さ10mまで可能とする。)			
	<b>壁面広告物</b> (1) 建物3階床高さ以上の部分には表示しない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。 ・ 表示面積の合計は、表示する3階床高さ以上の壁面積の1/10(10%)以内とする。 ・ 建物名、事業所名、社章のみの表示とする。 ・ 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。 (2) 建物3階床高さ未満の部分の表示面積の合計は、表示する壁面積の3分の1以内とする。 (3) 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。(ただし、窓面は除く。)			
	<b>その他</b> ・ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。			

### ■ 景観形成イメージ

#### 屋外広告物の制限

- ・ 原則、自家用広告物のみとする。
- ・ 屋上は、掲出不可。(ただし、東部ゾーンは除く)
- ・ 壁面には3階以上は設置しない。(ただし、施設名等は除く)
- ・ 派手な色彩は避ける。



#### 形態及び意匠の制限

- ・ 外観は低彩度、高明度を基調とする。
- ・ 地場産材を取り入れる。

#### 有効空地の利用

- ・ 植栽を積極的に行う。
- ・ 季節の花などを植栽し、潤いを与える。

### 【色彩誘導イメージ】

低層階(1~2階)においては、歩行者の視線で個性と賑やかさを創出しながら、高層部においては、中・遠景として落ち着いた街並みを演出し、宇都宮の顔としての風格を保ちます。



## ■ 色彩基準について

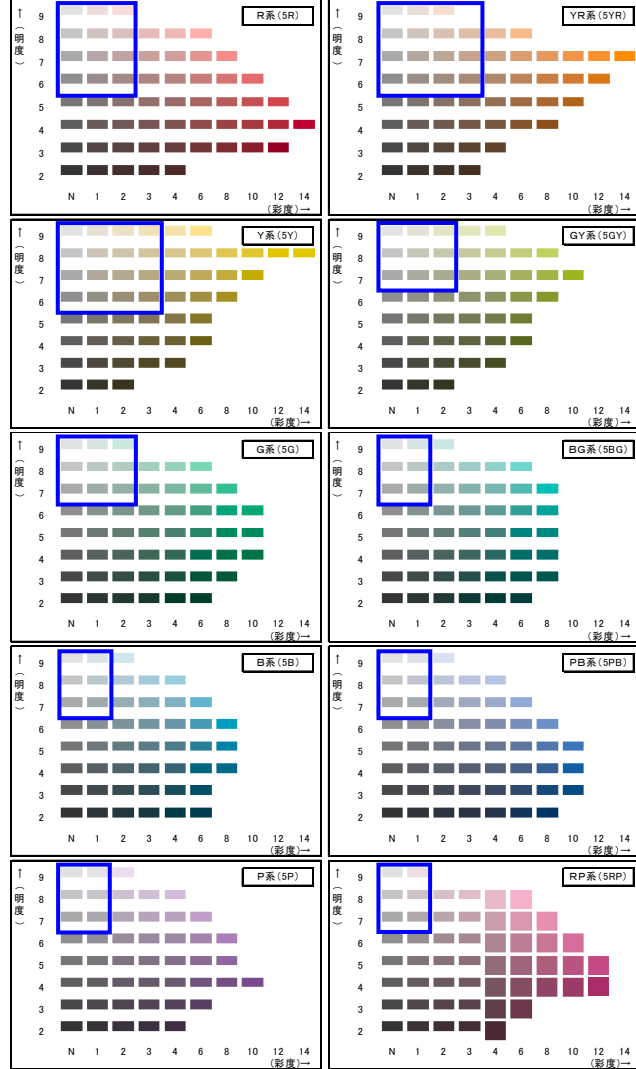
### ● 建築物・駐車場(屋根・外壁)の色彩基準

別表1

色相	明度	彩度
YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下
R(赤)	6以上	2以下
G(緑)、GY(緑黄)	7以上	2以下
B(青)、BG(青緑)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)	7以上	1以下

アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4(25%)の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。無彩色については、明度6以上とする。

□ 色彩の適用範囲



(注)印刷のため、実際の色票の色とは異なります。

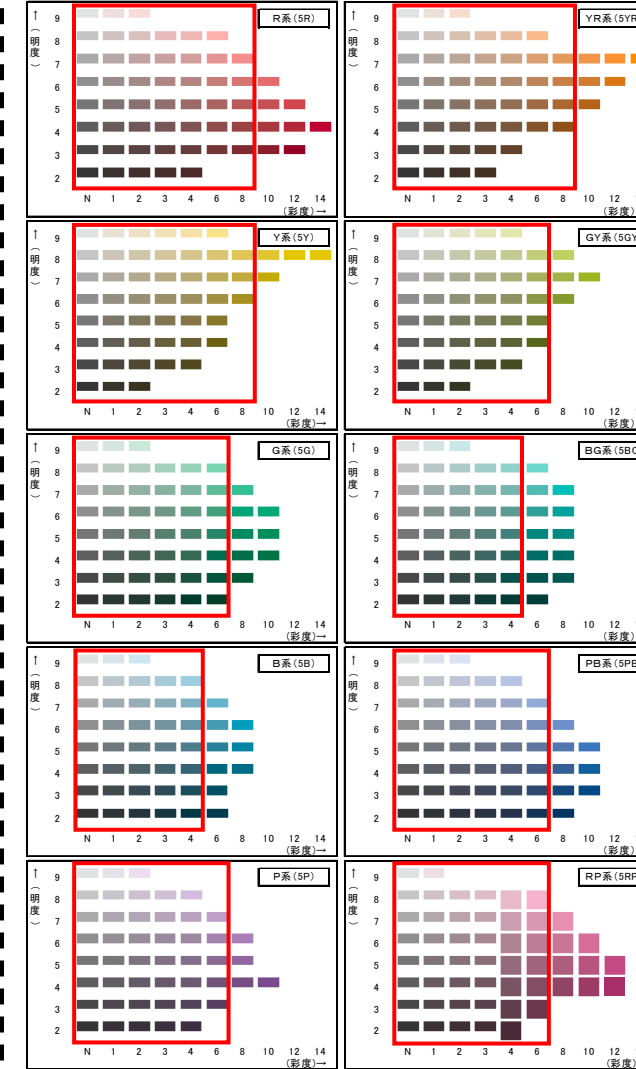
### ● 日よけテント、屋外広告物の色彩基準

別表2

色相	明度	彩度
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	—	8以下
G(緑)、GY(緑黄)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)	—	6以下
B(青)、BG(青緑)	—	4以下

広告物の地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。

□ 色彩の適用範囲



■ お問い合わせ先  
 宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ  
 TEL 028-632-2568 FAX 028-632-5421  
 E-mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp